

大刀洗町障害者活躍推進計画

機関名	大刀洗町(町長部局)
任命権者	大刀洗町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
大刀洗町における障害者雇用に関する課題	令和6年度における本町の法定雇用障害者数は未達成であり、さらに令和8(2026)年7月から法定雇用率が3.0%に引き上げられることから、今後、積極的な採用活動を行い早急に法定雇用率の達成を目指す必要がある。また、障害のある職員のさらなる活躍を推進するための取組を進めていくとともに、障害のある人の就労・雇用の促進にあたって、職員が障害について正しく理解し、障害の状況や特性について、一層認識する必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障がい者の相談窓口として総務課人事係を設定する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○ 大刀洗町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に設定されている調達目標を目指す。